



# 障がい学生支援

## ガイドブック

### ～教職員用～

園田学園大学  
園田学園女子大学短期大学部

# I はじめに

## 園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部 障がいのある学生への修学支援ガイドライン

(平成 28 年 4 月 1 日制定)  
改正 令和 6 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

### 1. 基本理念

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における障がいのある学生への修学支援が円滑に行われるよう、教学部門と事務部門、附置附属機関から成る学内関係部署（以下、「関係部署」と称す）及び外部関係機関が緊密な連携を図り、本ガイドラインに基づき、合理的配慮の観点から障がいのある学生へ入学前から就職まで、本学全体で総合的に支援を行います。

### 2. 支援対象

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の身体的障がい、または精神的・知的障がいにより、修学及び学生生活において、本人または保証人が支援を受けることを要請し、かつ、その必要性が認められた学生及び入学を希望する者とします。なお、本人からの要請が困難な場合も、社会的障壁除去が必要なときは、適切な配慮提案のための建設的対話などに努めます。

### 3. 支援方針

障がいのある学生への支援は、原則として、本人または保証人からの要請に基づき行います。修学及び学生生活における障がいを取り除くための支援ニーズを面談により把握し、合理的で、社会的な自立を促す支援内容を本人及び保証人との合意形成の基に決定します。また、定期的に面談を行い、支援の内容を見直し、適正な支援を目指します。

### 4. 障がいのある学生への共通支援

#### (1) 個別面談

学生課が窓口になり修学支援、学生生活での支援、進路支援などについて関係教職員を交え、個別面談を行い、支援内容を決定します。ただし、オープンキャンパス及び入学試験の支援については入試広報課を窓口とします。

#### (2) 学内設備の改善

学内のバリアフリー化に向け、可能な限り改善を図ります。

#### (3) 学部・学科及び授業担当教員への配慮事項の伝達等

障がいのある学生が授業時に必要とする配慮について、所属学部・学科及び授業担当教員へ事前に伝えます。また、検討が必要な場合は、学生、関係部署の両者と協議します。

#### (4) 学内各部署への配慮事項の伝達等

必要に応じて学内各部署へ配慮内容を伝え、本学全体で支援を行います。また、検討が必要な場合

は、学生、関係部署の両者と協議します。

(5) 試験・成績評価について

公平に試験が受けられるように配慮を行い、成績評価については全学生同一基準で行います。

(6) 定期面談

学生課が窓口になり定期的に面談を行い、適切な支援が行われているか確認し、改善を要する場合は関係部署と協議のうえ、改善に取り組みます。

## 5. 障がいのある学生への個別支援

(1) 個別支援

前掲の支援方針に基づき、障がいのある学生一人ひとりの要請に基づき、関係部署及び外部関係機関等と緊密に連携、協力して個別対応を行います。

(2) 個別支援の具体的な事例

『障がいのある学生への修学支援ガイドブック』で別途定めます。

## 6. 障がいのある学生支援連絡協議会

障がいのある学生への支援向上に資するため、支援情報の共有と支援施策の協議機関「障がいのある学生支援連絡協議会」を置きます。

## 7. このガイドラインの改廃は、学生委員会で審議し、学長が決定します。

(補則)

8. 本学主催の行事への参加や事務手続等のために来学する本学学生以外の障がいのある人から支援の申し出があった場合も、内容に応じ関係部署で検討、対応します。

### 付 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行します。

### 付 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行します。

### 付 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行します。

### 付 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行します。

## 2 教職員の皆さまへ

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部(以下、本学という)では、大学理念「他者と支えあう人材の育成」をもとに障がいのある学生の受入および修学支援を行ってまいりました。平成28年4月の「障害者差別解消法」施行にともない、「園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部 障がいのある学生への就学支援ガイドライン(以下「ガイドライン」という)」を作成いたしました。このガイドラインに基づき、教職員、学部・学科を含め、大学全体で合理的配慮の観点から障がいのある学生の修学支援を行います。

本ガイドブックは、障がいのある学生に合理的配慮を提供するために、本学の支援体制や修学における授業での配慮内容等や障がいに関する基礎的な情報、支援方法をまとめた冊子です。

障がいは一人一人違うものであり、個別の対応が必要となります。このことをご理解いただき、支援を行う際の参考資料としてご活用ください。

\*本ガイドブックでは、文字表記を「障がい」で統一しています。ただし、引用文等については、原文表記をそのまま使用しています。

## 3 障害者差別解消法とは (正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。この法律の第8条第1項には、事業者(私立大学)においては、「その事業を行うにあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と規程されています。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)('改正障害者差別解消法')が、令和6年4月1日に施行されることによって、国公立、私立を問わず、すべての大学等において、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供の禁止」が法的義務化されることになりました。

本学のガイドラインは、障害者差別解消法に準拠し、すべての学生が他の学生と等しく学ぶ「学修の機会均等」を保障するために作成されたものです。

### ◆「障害者差別解消法」の目的

この法律は障害者基本法の障害を理由とする差別の解消を推進するための方策、行政機関や民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置を定めることによって、共生社会の実現を図ることを目的としています。

「共生社会の実現」とは、障害のある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会(共生社会)の実現につなげることを指します。この法律では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて「共生社会」を実現するところを目指しています。

私立大学にもこの法律は適用されています。

## ◆障害者差別解消法で求められるもの

この法律では差別解消を進めるため「不当な差別的取扱いの禁止」(下記(1))と「合理的配慮の不提供の禁止」(下記(2))の2つの方策を定めています。行政機関や民間事業者が事業を行なう際、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならないとしています。行政機関等が事業を行なう際、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するために合理的な配慮をしなければならないと定めています。

### (1) 不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく障害を理由として各種機会の提供を拒否する、又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すこととしています。更に、正当かどうかは個別事案ごとに判断すべきとし、一般的・抽象的な理由に基づく対応は不適切と定義しています。

また、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の高等教育段階の留意点では、障害を理由に修学を断念することがないよう修学機会を確保することや、教育の質を維持すること等と書かれています。

つまり、これらの不当な差別的取扱いは、入学前相談から、入試、授業(講義、実習、演習、実技、実験)、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生しうるという認識が不可欠です。

加えて、これらの不当な差別的取扱いに関連して、「障がいを理由としたハラスメント」の発生についても、これを防止するための取組の徹底が重要であるといえます。

### (2) 合理的配慮の不提供の禁止

合理的配慮とは、障がいのある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために必要かつ適当な変更・調整を行うものです。

文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 第三次まとめ」では「大学等が、個々の場面において、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと」と定義されています。障害の社会モデルによる理解が必要不可欠であり、合理的配慮については、具体的な内容として大学等における実施体制、合理的配慮の決定手順、紛争解決の第三者組織が示されています。

### (3) 合理的配慮における「紛争」とは

「紛争\*」とは、裁判沙汰のようなトラブルを指すのではなく、大学等と学生が、双方の欲求が同時に充足されていない状況(対立した状況)で、自己の欲求の実現に向け、相互に要求と拒絶を行なっているプロセスを意味します。

例えば、車椅子を利用する学生がエレベーターの設置を大学等に要求し、大学等が過重な負担(極めて高額な費用)を理由にその要求を受け入れなかつた場合、大学等と学生の欲求は同時に満たされません。この対立した状況で、大学等と学生が一歩も譲らず、エレベーターの設置をめぐり相互に要求と拒絶をしているプロセスが「紛争」です。これに対して、「建設的対話」とは、学生の抱える困難を解決するため、大学等と学生が互いに協調しているプロセスを言います。例えば、大学等が、コストを理由にエレベーター設置を認めなかつた代わりに、教室変更措置を提案したとします。車椅子を利用する学生は、その代替案を納得して受け入れた上で、更に教室変更が不可能な場合のインターネット中継も併せて希望したところ、大学等がその希望を受け入れる、といった協調のプロセスが「建設的対話」です。つまり、大学等と学生が、双方の意向と事情を考慮に入れ、相互理解を深めつつ、学生の困難の解決に向けて協力し合っていく姿勢が重要となります。

\*「紛争」とは、①具体的かつ特定的な行為主体の間における、②生活上の真剣な利害の対立に基づくあらそいであって、③相手方の行為自体に対する働きかけを伴う直接的なあらそいであり、(③を意味の次元でとらえれば)要求とその拒絶という伝達を伴うあらそいである(六本佳平『法社会学』有斐閣、1986年)

## 4 障がいのある学生について

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の身体的障がい、または精神的・知的障がいにより、修学及び学生生活において、本人または保証人が支援を受けることを要請し、かつ、その必要性が認められた学生及び入学を希望する者を指します。なお、本人からの要請が困難な場合も、社会的障壁除去が必要なときは、適切な配慮提案のための建設的対話などに努めます。(園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部「障がいのある学生への修学支援ガイドライン」より)

### ◆対象者の範囲

大学等に入学を希望する者及び在籍する学生とする。なお、大学等に入学を希望する者には、入学試験を受験する者のみならず、大学等が開催するオープンキャンパス・進学説明会等に参加する者を含む。また、学生には、国内の協定校との協定に基づいて学ぶ学生、留学生(海外の交流校との交流に基づいて学ぶ留学生等を含む。)、科目等履修生、聴講生、研究生も含まれます。  
(文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 第三次まとめ)

### ◆活動の範囲

入学(入学前のオープンキャンパス・進学説明会等、入学試験を含む)、学級編成、転学、除籍、復学、卒業・修了に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動(サークル活動等を含む。)への参加、就職活動等、教育研究に関する全ての事項(検討の対象範囲に大学院生が含まれることを明記したため、「教育」を「教育研究」に変更)

上記とは直接に関係しない学生の活動や生活面への支援(通学、学内介助(食事、トイレ等)、寮生活等)に関する事項

(その他)

学生に関する家族や介助者(大学等が行う支援を補助する者を含む)等への配慮に関する事項  
(文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 第二次まとめと同じ取扱い)

## 5 合理的配慮の提供における留意点

本学における障がいのある学生への修学支援が円滑に行われるよう、教務部門と事務部門、付置付属機関から成る学内関係部署及び外部関係機関が緊密な連携を図り、本学「障がいのある学生への修学支援ガイドライン」に基づき、合理的配慮の観点から障がいのある学生へ入学前から就職まで、本学全体で総合的に支援を行います。

障がいのある学生への支援は、原則として、本人または保証人からの要請に基づき行います。修学及び学生生活における障害を取り除くための支援ニーズを面談により把握し、合理的で、社会的な自立を促す支援内容を本人及び保証人との合意形成の基に決定します。また、定期的に面談を行い、支援の内容を見直し、適正な支援を目指します。(以上、本学ガイドラインより)

上記、面談の実施といった「対話のプロセス」は「建設的対話」と呼ばれ、障害のある学生に対する合理的配慮の提供においては、「建設的対話」による合意形成のプロセスが大切です。学生の意思表明を発端にして、個々の状況や環境的要因をふまえて支援の必要性を確認し、画一的ではない支援のあり方について対話を通じて見いだしていくことが合理的配慮の重要なプロセスとなります。

(独立行政法人日本学生支援機構 ウェブコラム「第 26 回建設的対話とは」(参考対話) 参照)  
[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_kaikeitsu/column/column26.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaikeitsu/column/column26.html)

## 6 支援体制について

申請に基づき、個別のニーズに応じた支援を行ないます。各学部・学科、関係部署と連携し、合理的配慮に基づく支援、および調整を行います。

# 学生なんでも相談窓口

どこに相談・問い合わせをすればよいわからないときは、  
まずここへ！

まずはお気軽にお問い合わせください

**学生課 5号館2階**

📞 06-6429-9927

窓口・電話対応：月～金（9時～17時）  
EMAIL univ-life\_u@sonoda-u.ac.jp

\*\*相談例\*\*  
修学・履修、留学、進路・就職活動、日常生活、経済的なこと、  
アカハラ、セクハラ、パワハラ、対人関係、性の悩み、メンタルヘルス、  
課外活動（クラブ、同好会等）

直接、関係部署へ相談・問い合わせもOKです！

### 保健指導室

健康、身体の悩みなど

### 学生相談室

心、身体など様々な悩み  
＊カウンセラーが対応します

### 教務課

修学、履修、  
資格取得、教育実習など

### 学生課

日常生活、経済的なこと（奨学金他）、人間関係、  
合理的配慮、ハラスメント、課外活動（クラブ同好会）など

### キャリア支援課

進路、就職など

### 学科教員、実習支援室

授業内容、教員への相談など

### 国際交流課

留学、海外研修、  
国際交流など

### 情報教育センター

パソコン操作、  
Microsoft365など

## 7 支援の流れ

### (1) 入学前（オープンキャンパス）・受験時

受験志願者や保証人（保護者等）、高校の先生方等を対象に、随時相談を受け付けています。

#### 1 オープンキャンパス、学科説明会

オープンキャンパス時に個別相談窓口を設けています。参加者の中で配慮が必要な方に対しでは、入試広報課が窓口となり支援を行ないます。

#### 2 受験前

修学上の不安などの相談受付は入試課が窓口となり、学科、教務課及び学生課と連携し、志願者の希望があれば事前相談等の対応を行ないます。

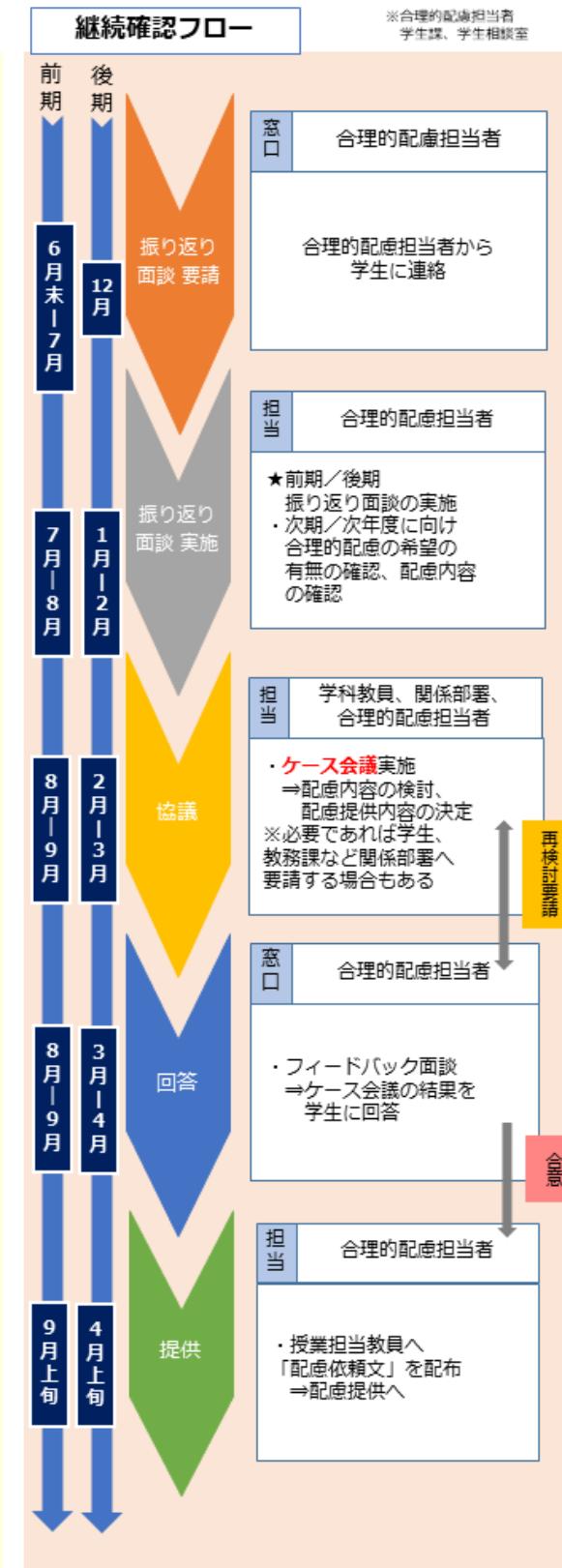
#### 3 受験における合理的配慮の実施

入試広報課が窓口となり、出願等事前の相談を受付け、「受験上の配慮相談書」等の書類提出の上、配慮内容を決定します。

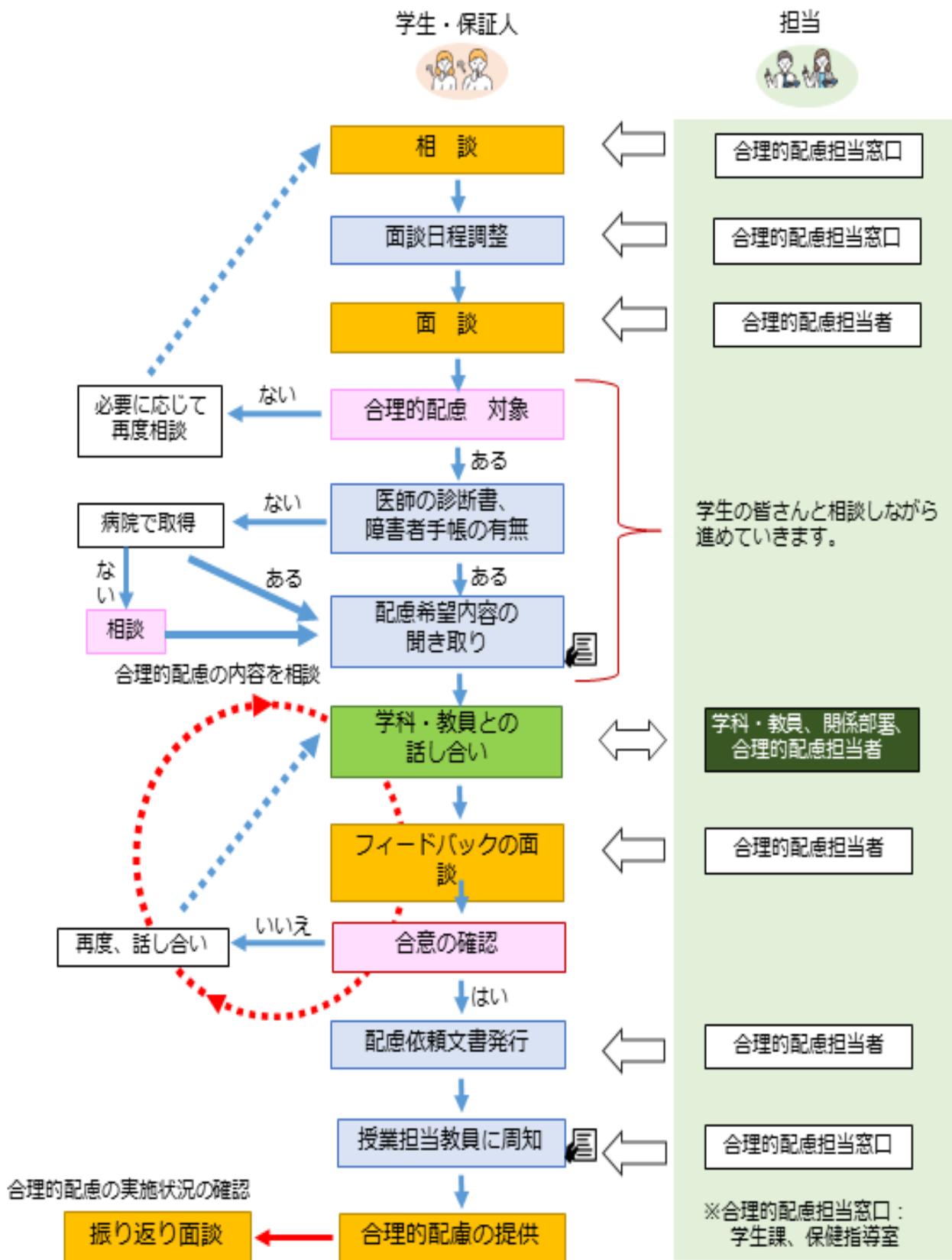
## (2)修学支援の流れ

### ■教職員用

#### 合理的配慮 配慮提供までのフロー



## ■ 学生用 (参考)



### (3)進路・就職支援

本学では、キャリア支援課が担当となり、大学は3年次生、短大は1年次生を対象に進路ガイダンスを実施しています。学生が希望の進路を実現できるよう個人面談を実施し、就職相談等の進路・就職支援体制を整えています。障がい学生および身体に関することで、将来に不安に思う学生については、学科や学内関係部署と連携し個別支援を行なっています。

#### 支援内容：

1 就職に関する情報の提供	2 就職相談
3 応募書類・履歴書の添削	4 模擬面接
5 就職支援に関する講座やイベントの開催	6 課外インターンシップのサポート
7 アルバイト情報の提供	

## 8 個別支援体制について

障がいのある学生一人ひとりの要請に基づき、関係部署及び外部関係機関等と緊密に連携、協力して個別対応を行ないます。

### □□□ 個別支援の具体的な事例 □□□□□□

#### (1) 視覚障がい

視覚障がいのある学生は、「見づらい」「見えにくい」という状況であるため、板書や資料の読み取りが難しいことや、教室等の状況や雰囲気の把握が難しい等が考えられます。

#### 【主な支援例】

##### ・レジュメや資料等の拡大

弱視等の学生の場合、本人と相談の上、拡大したレジュメや資料等をご準備下さい。資料を読むのに時間を要することがありますので、必要により事前に資料データの提供にもご配慮下さい。

##### ・拡大読書器やルーペ等の使用許可

補助具としての拡大読書器やルーペ等の使用許可をお願いします。

##### ・講義の録音許可

視覚での情報が得られないもしくは得にくい等必要であると認められる場合は、ICレコーダー等による講義の録音許可をお願いします。

##### ・板書や指示後等

大きく分かりやすい字で板書をする等のご配慮をお願いします。また、板書やスライド等の内容はできる限り読み上げていただくようお願いします。

視覚障がいのある学生には、音声による情報が重要です。説明等の際に「この…」や「その…」等の指示代名詞は避けていただき、何を指しているのか具体的に理解できるようにお伝え下さい。

実験や観察等に際しては、近くで見せるようにして下さい。

##### ・映像教材の貸し出し

映像教材の使用に際し、音声だけでは把握がしにくい内容のものである場合には、映像教材の貸し出し等のご配慮をお願いします。

・介助者付き添いへの配慮

教室や座席への移動等で介助者の付き添いが必要な場合がありますので、そのことへのご配慮をお願いします。(※授業中の同席をお願いするものではありません。)

---

## (2)聴覚障がい

聴覚障がいのある学生は、片耳もしくは両耳が「聞こえない」「聞こえにくい」等の症状がありますが、見た目では分かりにくい障がいであるため注意や周囲の理解を含めた配慮が必要です。

### 【主な支援例】

・ノートテイカー(要約筆記者)の配置

聴覚障がいのある学生への講義保障(情報保障)のため、本学ではボランティア学生によるノートテイク(要約筆記)を行っています。ノートテイクに際し、ボランティア学生の教室への入室と聴覚障がいのある学生との同席にご配慮下さい。(※ボランティア学生の派遣が難しい場合、外部団体のノートテイカーが就くこともあります。)

・出席確認についての配置

名前を読み上げて出席確認を行う場合は、聴覚障がいのある学生本人の顔を見る、目で合図をするなどの方法で意思表示をして下さい。

・授業中の私語への注意

ノートテイカーは、教員や学生の発言内容だけではなく授業中の音情報も聞き取り筆記を行っています。学生の私語で教員の声等が聞き取れない場合がありますので、その際は私語をしている学生へ注意していただくようにお願いします。

・ゆっくりとはっきりと口元が見えるように話す

聴覚障がいのある学生の中には、話している教員の口の形や動きを見て(口話、読唇)会話内容を推測し理解している学生もいます。話をする際には、ゆっくりとはっきりと口元が見えるように話していただくようにお願いします。また、ノートテイクでは音声を聞き取り文字にして伝えていますので、「この…」や「その…」等の指示代名詞は避けていただき、何を指しているのか具体的に理解できるようにお伝え下さい。

### ・板書、視覚教材の準備

聴覚障がいのある学生は、音声から情報を得ることが困難なため、視覚的な情報が重要となります。資料の配布や板書、パワーポイント等の使用を増やしていただく等ご配慮をお願いします。また、板書の際には、後ろ向きのまま話さないようにお願いします。

### ・連絡事項等が伝わっているかの確認

重要な内容や連絡事項等が、ちゃんと学生本人に伝わっているかの確認をお願いします。伝わっていると思っていても、聞き取れていなかったり、聞き間違いをしていたりすることもあります。大切な情報は「書いて」示す等ご配慮をお願いします。

### ・補聴器の使用について

聴覚障がいのある学生の中には、日常的に補聴器を使用している場合もありますが、教室形状や授業の状況等の影響を受けるため、必ずしも支援を必要としていないとは限りません。もし何か困っていることがあるようでしたら、学生本人へ尋ねていただくようお願いします。

### ・映像教材の文字起こし

映像や音声教材を使用する場合は、事前に学生本人へ伝え、内容が把握できるような教材のご準備をお願いします。(※映像教材がテレビ番組の録画である場合、あらかじめ字幕付きでの録画をお願いします。)

講義担当教員や学生本人から申し出があれば、映像教材の文字起こしを行いますので、学生支援部学生課までご相談下さい。

#### 《文字起こしの際の注意点》

- ご依頼は、講義担当教員より『文字起こし申請書』を学生支援部学生課へ提出していただきます。原則として申請書の提出は2週間前までにお願いします。授業直前でのご依頼になりますと、授業日までに資料のご用意ができないこともあります。
- 映像や音声教材の事前提供をお願いします。(データファイルまたはDVD等のコピーで結構です。)  
障がいのある学生からの返却後、講義担当教員へお返しいたします。
- 特にご指定のない場合は、ワードで文字起こし資料を作成いたします。
- 障がいのある学生への「映像教材」および「文字起こし資料」の提供時期や返却等に関しては、講義担当教員へご相談させていただきます。
- 障がいのある学生本人から申し出があった際は、講義担当教員と連絡を取りご相談の上対応することといたします。

### (3) 肢体不自由

肢体に障がいのある学生は、姿勢の保持や身体の運動・動作が不自由な状態にありますが、不自由な箇所や程度によりその状態は様々です。以下のような点についてご配慮をお願いします。

#### 【主な支援例】

##### ・教室配置の調整

車いす利用等の障がいのある学生は、教室への移動が困難であったり、混雑時やエレベーターの利用等で移動に時間を要することがありますのでご理解下さい。また、教室配当が不適切な場合は、教室変更にもご協力下さい。

##### ・介助者付き添いの配慮

教室や座席への移動等で介助者の付き添いが必要な場合がありますので、そのことへのご配慮をお願いします。(※授業中の同席をお願いするものではありません。)

---

### (4) 病弱・虚弱

内部障がいのある学生は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害等があり、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受けており、医療や生活規制を必要としています。見た目では分かりにくい場合が多く個別性も高いため、周囲の理解を含めた配慮が必要です。

#### 【主な支援例】

##### ・薬の服用や水分補給、入退室の必要性

障がいにより薬の服用や水分補給、また授業中の入退室が必要な場合もありますのでその際のご配慮をお願いします。

##### ・運動制限

障がいにより運動制限を受けている場合がありますので、ご配慮をお願いします。

##### ・履修計画支援

通院や体調不良、発作等で授業の欠席が続く場合は、必要により教務課や学生課、その他関係部署に相談していただくようにお願いします。

---

## (5) 発達障がい (LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)・ASD (自閉症スペクトラム等))

障がいの内容や程度、要請に応じ関係部署と相談の上、ご配慮をお願いします。

### 【主な支援例】

#### ・連絡事項や指示を明確かつ簡潔に伝える

会話内容を汲み取ることや、正確に理解することが困難な場合もあるため、指示などは明確かつ簡潔に伝えていただくようお願いします。また聴覚情報よりも視覚情報の方が理解できる場合もあるため、課題などの連絡の場合は資料など文字に残す、また説明の際は図(絵)を描くなどの配慮が必要な場合もあります。

#### ・提出期限の配慮

タスク管理や優先順位をつけることが難しいことがあります。また、理解に時間がかかることや、文章にまとめることが困難な場合もあるため、可能な範囲で提出遅延などの配慮をお願いします。

#### ・座席指定の配慮

聴覚過敏などから、座席指定が必要な場合もあるため配慮をお願いします。

---

## (6) 精神障がい (起立性調節障がい、うつ病、パニック障害等)

その都度、必要に応じ関係部署と相談の上、支援内容を検討しますので、ご配慮をお願いします。

### 【主な支援例】

#### ・途中退室の配慮

不安や緊張、情緒の不安定な場合、退室が必要な場合がありますのでご配慮をお願いします。

#### ・発表や指名についての配慮

人前で発表することが困難な場合がありますので、指名を控えるなどご配慮をお願いします。

また、代替の方法などご検討いただくようご配慮をお願いします。

### ・遅刻、欠席の配慮

朝に起きることが出来ない、頭痛、吐き気、倦怠感で立つことが困難になり、立ちくらみなどの症状がでるため、朝の授業の遅刻や欠席する場合があります。制限の緩和や代替課題などご検討していただくなどご配慮をお願いします。

## 9 災害時の対応

普段から、「障がいのある学生がいること」の認識と所在について把握しておくことが重要です。障がいの有無に関わらず、全ての学生を安全に避難させる必要がありますが、障がいのある学生の中には、一人では避難することが困難であったり、非常ベルや緊急放送、教職員の指示等に気づかないことも考えられるため、周囲の人の協力が不可欠です。

## 10 各書式

### (1)申請書

取扱注意				
年 月 日				
教学支援部長 殿				
<b>合理的配慮申請書(新規・継続)</b>				
No. ( )				
本人	ふりがな 氏 名			性別 男・女
	学年		学籍番号	
	学部・学科	総合健康・人間看護・食物栄養／食マネジメント 児童教育／こども・ビジネス・生活文化・幼児教育		
	携帯電話			
	メールアドレス			
	フィードバック 受取方法	対面・電話・メール		
保護者	ふりがな 氏 名			続柄
	携帯電話			
緊急 連絡先	氏 名			続柄
	携帯電話			
1. 障がいの状況について				
〔障がい名／診断名〕				
2. 現在の症状および障がいの状況について具体的にご記入ください。				
〔〕				
3. 現在、通われている専門機関(医療機関や相談機関)はありますか？				
ある⇒ 機関名( )				
ない				
4. 現在、継続的に服薬しているお薬はありますか？				
ある⇒ 薬の種類( )・ない				
5. 診断書はありますか？				
ある・ない				

6. 障がい者手帳は持っていますか？

手帳の種類⇒ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳（等級一級）

7. 入学前（高校時代など）も配慮や支援を受けていたら内容をご記入ください。

8. 修学上の困難さについて、現在または今後、大学での修学環境において、

「どのような授業で」「どのようなときに」「どのようなことが困難になるか」等、具体的に記入してください。

9. 希望する配慮について

講義・演習	
試験・評価	
環境整備 (使用教室・座席の配慮等)	
学生生活支援	
社会的スキル指導・助言	
保健管理・生活支援	

10. 困難さ・課題解決に向けて、大学にお願いしたいことはありますか。

〔 〕

11. 教員や支援者等に知っておいてほしいことや気を付けてほしいことはありますか。

〔 〕

12. その他に相談したいことはありますか。

〔 〕

## (2)配慮願い文書

学長	学部長	学科長

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇学科  
学科長 〇〇〇先生

学生課

### 〇〇〇〇 年度 前期配慮願(新規・継続)

#### 1. 学生情報

所 属	〇〇〇〇学科	学 年	〇年
氏 名	〇〇 〇〇〇	学籍番号	123456789
申請経緯	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 学科教員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> その他( )		

#### 2. 学生状況

診断名: \_\_\_\_\_  
状況: \_\_\_\_\_  
補足: \_\_\_\_\_

#### 3. 配慮希望内容

\*記載に迷われる場合は、日本学生支援機構の支援・配慮事例\*をご参照になさってください。

①	
<input type="checkbox"/> 承認	どのような配慮ができるか、提供内容を記載してください。
<input type="checkbox"/> 提案 <input type="checkbox"/> 不承認	左記の選択に至った合理的な理由と新たな提案をご記入ください。
②	
<input type="checkbox"/> 承認	どのような配慮ができるか、提供内容を記載してください。
<input type="checkbox"/> 提案 <input type="checkbox"/> 不承認	左記の選択に至った合理的な理由と新たな提案をご記入ください。

\*参照: 日本学生支援機構 障害のある学生への支援・配慮事例

[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_hairyō\\_jirei/index.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyō_jirei/index.html)

相談員: 〇〇〇〇

## || 資料 障がい学生支援連絡協議会に関する規程

### 園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部 障がいのある学生支援連絡協議会に関する規程

(令和6年4月1日制定)

改正 令和7年4月1日

#### (目的)

第1条 本学に在籍する障がいのある学生への支援向上に資するため、支援情報の共有と支援施策の協議機関として障がいのある学生支援連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 ただし、オープンキャンパス及び入学試験時における障がいのある人への支援は、入試広報課が窓口となって対応する。

#### (協議事項等)

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議し、第2号については教務委員会、第3号、第5号については学生委員会及び就職委員会に上程する。

- (1) 障がいのある学生への支援状況把握と情報共有
- (2) 障がいのある学生の修学支援のための施策の検討及び企画立案
- (3) 障がいのある学生の学生生活支援のための施策の検討及び企画立案
- (4) 外部研修及び他大学における支援内容の報告
- (5) 教職員に対して支援意識向上のための学内講演会の企画立案等

#### (担当者会議の構成)

第3条 連絡協議会は、次の者で構成する。

- (1) 学生課長
- (2) 教務課長
- (3) 各学科の学生委員
- (4) 学生課、キャリア支援課、保健指導室、学生相談室、スポーツ振興センター、教務課、国際交流課、入試広報課、図書館、情報教育センター、社会連携センター、庶務課、財務経理課の各部署から各1名
- (5) 必要に応じて学生課長が出席を要請する者

2 構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

#### (会議の招集)

第4条 連絡協議会は、学生課長が招集する。

(議事運営の主宰)

第5条 第2条第1項、第3項、第4項、第5項の議案は学生課、第2項の議案は教務課が議事運営を主宰する。

(事務)

第6条 この規程の事務は、学生課が担当する。

(改廃)

第7条 規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が行う。

#### 付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

#### 付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

#### 【参考】

内閣府 合理的配慮等具体例データ集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/mext\\_02599.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html)

文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)について

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext\\_01732.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html)

独立行政法人日本学生支援機構「合理的配慮ハンドブック」

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/shogai\\_infomation/handbook/index.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html)

京都大学「障害学生支援ガイドブック」

同志社大学「障がい学生支援制度 教職員のためのガイド」

宮城教育大学「聴覚しようがい学生支援 教職員のための手引き」

関西大学「障がいのある学生に対する修学支援 教職員ガイド」

和歌山県立大学「障害学生支援ガイドブック」

東洋大学「障がい学生支援ガイド」



2025.04